

埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針

第1 趣旨

この指針は、埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、事業者がその事業活動において地球温暖化対策を総合的に実施するために必要な事項を定めるものである。

第2 事業者が講ずるよう努めなければならない措置

1 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制に関すること

事業活動における温室効果ガスの排出抑制に関し、事業者が講ずべき措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 温室効果ガス排出量の把握

別表第1第1に掲げる対策などによるエネルギー使用状況の把握その他の方法により事業活動における温室効果ガスの排出量を把握すること。

(2) 温室効果ガス排出量の削減に係る目標の設定

(3) 省エネルギー対策の実施

ア 別表第1第2に掲げる対策などによる設備の運転方法の改善又は設備・機器等の使用方法の工夫によりエネルギー消費を抑制すること。

イ 別表第1第3に掲げる対策などによる適切な設備の管理を行い、機能を維持させること。

ウ 別表第1第4に掲げる対策などによる高効率な設備への更新等の設備改善をすること。

エ 生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギー消費を抑制すること。

オ その他、効果的な省エネルギー対策を選択し、実施すること。

(4) 排出係数（燃料等ごとに、当該燃料等の一単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下同じ。）の小さい燃料等を使用した設備への更新

(5) 建物の断熱強化

(6) 対策の計画的な実施と継続的な改善

(7) その他必要な措置

2 事業活動における再生可能エネルギーの利用に関すること

再生可能エネルギーの利用に関し、事業者が講ずべき措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入や他者からの再生可能エネルギーの取得についての検討

- (2) 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入
- (3) 他者からの再生可能エネルギーの取得
- (4) 再生可能エネルギーの導入に関する情報の収集

3 その他事業活動における地球温暖化対策に関すること

(1) 組織体制の整備

事業者は、事業活動における地球温暖化対策を着実かつ効果的に推進するため、次に掲げる措置を講ずるための組織体制を整備し、別表第1第5に掲げる対策などを着実に実施する。

ア 地球温暖化対策の実施に関する目標、実施方針、計画等の作成

イ 地球温暖化対策の実施及び進行管理

ウ 地球温暖化対策の効果の確認及び検証

エ 地球温暖化対策の見直し

オ 温室効果ガスの排出量及び温室効果ガスの排出量を算定する基となるエネルギー使用量等の記録並びに当該エネルギー使用量等を証する書類の管理

カ 各事業所におけるエネルギー消費設備・機器の稼働状況、エネルギーの使用に関する数値等を定期的に記録する管理台帳の整理

キ オ及びカに掲げるもののほか、各事業所におけるエネルギー消費設備・機器の運転及び保全についての適正な管理

ク 事業所の従業員等に対する地球温暖化対策に関する理解及び認識を深めるための地球温暖化対策に関する普及啓発及び教育活動の実施

ケ 地球温暖化対策の実施のための予算の管理

コ 他の事業者の温室効果ガスの削減量の取得等（以下「排出量取引」という。）を行う場合にあっては、次に掲げる措置

(ア) 対策の実施による温室効果ガス排出量の削減見込を踏まえた排出量取引の予測その他の管理

(イ) 他の事業者との排出量取引の実施に関する連絡、調整、契約等

(ウ) 排出量取引の実施のための予算の管理

(2) 他の事業者が実施する地球温暖化対策への協力

事業者は、他の事業者が地球温暖化対策を実施する場合には、当該対策の実施に協力するよう努めるものとする。

第3 大規模事業所における取組の促進

温室効果ガスを継続して多量に排出する大規模事業所については、環境に与える影響が大きいことに鑑み、地球温暖化対策の実施に当たっては、第2に掲

げる措置のほか、次の事項を実施するものとする。

1 目標の設定

化石燃料（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第2項に規定する化石燃料をいう。以下同じ。）並びに他人から供給された熱（同条第1項に規定する熱をいう。以下同じ。）及び電気（燃料を変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第6号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。以下第3の1において同じ。）の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の規定により原油の数量に換算した量を合算したもの（以下「規模判定エネルギー使用量」という。）を平成20年度以降の3か年度（年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあっては、当該年度を除く3か年度）連続して1,500キロリットル以上使用する大規模な事業所（以下「大規模事業所」という。）を県内に設置している者（以下「大規模事業者」という。）は、別表第2に掲げる各期間（以下「削減計画期間」という。）における大規模事業所における二酸化炭素（化石燃料、他人から供給された熱又は電気の使用に伴って排出されるものに限る。以下「目標設定ガス」という。）の削減量を、別表第3第1に掲げる算定方法により算定する当該大規模事業所の基準となる目標設定ガス排出量（以下「基準排出量」という。）に、削減計画期間において基準排出量に対して目標設定ガスを削減する必要があるものとして別表第4に掲げる割合（以下「目標削減率」という。）を乗じて算定される量を合計した量（以下「削減目標量」という。）以上とすることを目標として定めるものとする。

2 目標の達成及び手段

- (1) 大規模事業者は、排出量取引を含む、別表第5に掲げる方法により、削減計画期間において目標を達成するよう努めるものとする。
- (2) 大規模事業者は、排出量取引による目標設定ガスの削減量の取得に優先して、大規模事業所の目標設定ガスの排出量の削減に努めるものとする。
- (3) 大規模事業者は、大規模事業所における目標を達成できなかった場合には、別表第5に掲げる方法により目標の達成に不足した削減量を次の削減

計画期間における削減目標量に加えて目標を達成するよう努めるものとする。

3 排出量取引の実施

大規模事業者は、排出量取引を実施する必要があると判断した場合には、排出量取引の方法について検討し、計画的な取得に努めるものとする。

また、削減計画期間の最終年度には、その前年度までの削減量及び最終年度の削減量見込みの合計と最終的な削減目標量とを比較して、削減目標を達成するため、削減計画期間終了の翌年度以降において必要な排出量取引の量を予測し、当該排出量取引に係る適切な予算措置を講ずるよう努めるものとする。

排出量取引の実施方法等の詳細については、知事が別に定める。

4 大規模事業者への協力

大規模事業所の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う事業者は、大規模事業者が行う温室効果ガス排出量の把握及び大規模事業者が目標を達成するために行う温室効果ガス排出量の削減に協力するものとする。

第4 地球温暖化対策計画

条例第12条及び第13条の規定に基づく地球温暖化対策計画は、次により作成するものとする。

1 温室効果ガスの排出量を削減するための定量的な目標の設定

事業者は、温室効果ガスの排出量を削減するための定量的な目標を定めるものとする。

2 目標水準

大規模事業者以外の事業者は、知事が定める目標削減率等を参考にできるだけ高い水準の目標を定めるよう努めるものとする。

大規模事業者は、技術的及び経済的に実施可能な対策の実施により削減目標量以上の削減が見込まれる場合にあっては、削減目標量より高い目標を定めるものとする。

3 計画策定年度

計画は、次の(1)から(5)に掲げる計画期間ごとに当該(1)から(5)に定める年度を目標年度として設定するものとする。ただし、計画期間内を区分し、より短期的な目標を設定することについて妨げるものではない。

なお、大規模事業所については、当該事業所ごとに同様とする。

(1) 第1計画期間（平成22年度から平成26年度まで） 平成26年度

- (2) 第2計画期間（平成27年度から令和元年度まで） 令和元年度
- (3) 第3計画期間（令和2年度から令和6年度まで） 令和6年度
- (4) 第4計画期間（令和7年度から令和11年度まで） 令和11年度
- (5) 令和12年度以降の5年ごとの期間 当該期間の最終年度

4 地球温暖化対策計画に記載すべき事項

地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項を知事が別に定める様式に記載するものとする。

- (1) 過去の温室効果ガス排出量の推移
- (2) 温室効果ガス排出量の総量の目標又は生産量や床面積など事業者の活動規模を表す指標1単位当たりの温室効果ガス排出量（以下「温室効果ガス排出原単位」という。）の目標及び地球温暖化対策の推進に関する基本方針
- (3) 地球温暖化対策の計画期間、内容、当該対策による温室効果ガス排出量削減効果の見込み及び当該対策の実施年度
- (4) 地球温暖化対策のために整備した組織体制の概要及び地球温暖化対策推進者の氏名
- (5) 事業所の用途、事業所で実施される事業の概要、敷地面積、延べ床面積その他温室効果ガス排出量に影響を与える事項
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業所外での温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業所の取組、温室効果ガス排出量の少ない製品の開発等事業者として実施した地球温暖化対策の内容（記載を希望する場合に限る。）
- (7) 温室効果ガス排出量の削減又は地球温暖化対策の実施の状況に関する自己評価（記載を希望する場合に限る。）
- (8) 計画の公表方法

5 地球温暖化対策実施状況報告書に記載すべき事項

条例第14条の規定に基づく地球温暖化対策実施状況報告書は、次に掲げる事項を、知事が別に定める様式に記載するものとする。

- (1) 別表第3第2に基づき算定した温室効果ガス排出量
- (2) エネルギー使用量
- (3) 温室効果ガス排出原単位（4(2)において温室効果ガス排出原単位の目標を設定した場合に限る。）
- (4) 実施した地球温暖化対策の内容、当該対策による温室効果ガス排出量削減効果の見込み
- (5) 事業所外での温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業所の取組、温室

効果ガス排出量の少ない製品の開発等事業者として実施した地球温暖化対策の内容（記載を希望する場合に限る。）

6 計画等の公表

条例第15条の規定に基づく地球温暖化対策計画等の公表は、次に掲げる事項を含めるものとする。

- (1) 温室効果ガスの削減目標（大規模事業者にあつては、基準排出量及び削減目標量）
- (2) 計画期間
- (3) 削減目標を達成するための措置の計画及び実施状況
- (4) 前年度における温室効果ガス排出量

この指針に定めるもののほか、地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策実施状況報告書の作成に関しては、知事が別に定める。

第5 地球温暖化対策推進者

1 地球温暖化対策推進者の選任

特定事業者は、条例第16条第1項の規定により、地球温暖化対策推進者を選任しなければならない。

なお、特定事業者の規模に応じて地球温暖化の対策を効率的に推進できるよう、地球温暖化対策推進者を複数選任する。

特定事業者は、第2の3(1)で整備する組織体制に地球温暖化対策推進者を配置し、第4で作成した地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化対策を実施する。

2 地球温暖化対策推進者の職務

地球温暖化対策推進者は、次に掲げる温室効果ガスの排出抑制に関する職務を行うものとする。

- (1) 地球温暖化対策計画の作成及び進行管理並びに措置の実施の状況の報告
- (2) 取締役会等の業務執行を決定する機関への(1)により作成した地球温暖化対策計画及び措置の実施の状況の報告及び意見の申出
- (3) 従業員に対する地球温暖化の防止についての教育
- (4) 地球温暖化の防止についての情報の収集
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、設置する事業所で地球温暖化対策のために必要な業務

別表第1（事業所等における地球温暖化の対策）

第1 エネルギーの使用状況の把握

対策項目	対策内容
1 エネルギーの使用量の把握	(1) 自ら把握可能な情報に基づき、事業所等の全体のエネルギーの使用量を把握し、集計し、整理すること。
	(2) 自ら把握可能な情報に他者から得た情報も加え、事業所等の全体のエネルギーの使用量を把握し、集計し、整理すること。
	(3) 管理用の計量器又は取引用の計量器を容易に視認でき、又は設置した場合には、必要に応じて、日又は時間などのより短い周期でエネルギー使用量を記録し、集計し、整理すること。
	(4) 設備ごとに管理用の計量器を設置し、エネルギーの使用量を詳細に記録し、集計し、整理すること。
2 エネルギーの使用状況の把握	(1) エネルギーの使用量について、月ごとに前年度の使用量と比較し、エネルギーの使用傾向を把握すること。
	(2) エネルギーについて、過去数年の使用量の記録を種類ごとに比較し、使用の傾向を把握すること。
	(3) 管理用の計量器で把握した設備のエネルギーの使用量により、主要な設備のエネルギーの使用状況を把握すること。
	(4) 事業所等ごとのエネルギーの使用状況を把握し、地球温暖化の対策を推進する指標として活用すること。
	(5) エネルギー使用量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位をつけて把握・分析し課題を抽出すること。

第2 運用対策

1 全事業者

対策項目	対策内容
(1) 執務室、共用部等の照明設備	ア 点灯及び消灯の基準を作成し、空き室、不在時等の不要時の消灯をこまめに実施すること。
	イ 執務室の点灯範囲が分割できる場合、点灯範囲の現状を把握し、使用者が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
	ウ 日本産業規格Z9110（照度基準）及びZ9125（屋内作業場の照明基準）並びにこれらに準ずる規格に規定するところにより、視作業の状況及び視環境の快適性を勘案の上、適正な照度レベルに設定すること。
	エ 採光を利用できる場所において、採光のある時間帯は積極的に採光を利用し、消灯を実施すること。
	オ 事務所等の営業形態を考慮し、昼休み消灯（一部又は全部）を実施すること。
(2) 執務室、共用部等の空調設備	ア 冷暖房温度については、着衣の工夫を行うとともに、県が推奨する設定温度を勘案し、設定すること。
	イ 空調の運転範囲が分かれている場合、使用者が認識するよう室内機スイッチに運転範囲を表示すること。
	ウ 温度計等を活用して執務室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
	エ 空き室、不在時等のこまめな空調停止、終業時刻より早めの空調停止など室内機スイッチ操作の基準を作成すること。
	オ 空調負荷の低減を図るため、予熱時又は予冷時の外気導入量の停止等を実施すること。
	カ 空調負荷の低減を図るため、夏季及び冬季時の外気導入量の制御、中間期（春季及び秋季）の全熱交換器の運転停止等を実施すること。
	キ 中間期（春季及び秋季）には、外気を直接室内に導入して冷房を行うなど、熱源エネルギーの削減を図ること。
(3) 事務用機器	ア 複写機（以下「コピー機」という。）、印刷機（以下「プリンター」という。）、ファクシミリ等に省エネモードの設定がある場合は、当該設定を実施すること。
	イ コピー機及びプリンターについて、業務終了時に速やかに停止すること。
	ウ 個人用のパーソナルコンピューター（以下「パソコン」という。）等については、離席時等の不使用時には、待機電力の削減のため電源を切ることを徹底すること。

(4) 共用設備	ア 共用設備では、便所の便座ヒーター、給湯器等の設定温度を把握し、季節に応じた設定温度の変更を実施すること。
	イ 自動販売機の照明については、夜間営業がない場合等には、夜間、休日等のタイマーによる消灯を実施すること。
	ウ 飲料用自動販売機については、夜間営業等がない場合等には、夜間、休日等のタイマーによる停止を実施すること。
	エ 屋外照明（屋外灯・駐車場灯・看板灯）は、明るさによる自動点滅器、タイマー等による季節に応じた点灯時間の管理を実施すること。
	オ 屋内駐車場の換気時間を把握し、換気の不要時間帯における換気設備の停止を実施すること。

2 運用対策（産業部門）

対象となる設備	対策内容
(1) 産業設備全般	ア 作業効率の維持又は向上のため、4 S（整理、整頓、清潔及び清掃）を徹底すること。
	イ 作業効率が最適となるよう、作業動線を考慮した機器配置とすること。
(2) 生産設備	ア 機器の特性の把握、特に負荷に対する効率を把握し、機器リストを作成すること。
	イ 運転方法をルール化し、不用時の停止をこまめに実施すること。
	ウ 生産設備の日常的な運転時の電流、電圧等を記録し、管理すること。
	エ 同種の機器が複数ある場合には、効率の良い機器から優先的な運転を実施すること。
	オ 同種の機器が複数ある場合には、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。
(3) 受変電設備	ア 最大負荷時、最低負荷時などの機器の運転状況に応じた受電力率を把握し、その記録を管理すること。
	イ 機器の起動順序、運転時間等の運転方法の変更、機器更新時など機会をとらえ、契約電力の見直しを行うこと。
(4) コンプレッサ設備	ア 通常の運転状態の把握のために、圧縮空気の系統図の作成、圧縮空気の使用設備のリストを作成し、省エネルギー対策の基本データとして整備すること。
	イ 配管系統からの漏れによる損失の低減のため、エア漏れの確認を行うこと。
	ウ コンプレッサ出口、エアドライヤ及びタンクの前後並びに使用端の圧力を日常的に記録し、圧力の管理をすること。
	エ 吐出圧力については、供給される側の機器の最低必要圧力を確認し、配管ロス等を考慮の上、使用圧力に応じた適正な吐出圧力に調整すること。
	オ コンプレッサが複数台設置されている場合には、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。
(5) ボイラ設備	ア 通常の運転状態の把握のために、燃料使用量、給水量、運転時間の日常的な記録、蒸気の系統図の作成、蒸気の使用設備のリスト作成、ボイラ単体効率の把握をし、省エネルギー対策の基本データとして整備すること。
	イ 蒸気を用いて加熱等を行う設備については、加熱設備内部及び蒸気管での放熱を防止するため、不要時には蒸気供給バルブの閉止を実施すること。
	ウ 生産設備が稼働できるようになるまでのボイラの暖機時間を把握し、暖機運転時間の短縮をすること。また、季節に応じた暖機運転時間の設定を行うこと。
	エ ボイラのブローについては、過剰なブロー量による熱の損失を防止するため、定期的に給水及びボイラ水の水質分析を行い、可能な限りブロー量を低減すること。
	オ 蒸気圧力については、供給される側の機器の最低必要圧力を確認し、配管ロス等を考慮の上、使用圧力に応じた適正な圧力へ調整すること。
	カ 熱源が複数ある場合には、使用量に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。
	キ 空気比を確認し、燃料の消費が少なく、最適な燃焼効率が得られるよう調整を実施すること。

(6) 給排水設備	ア 漏水による無駄を防止するため、終業時及び始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。
	イ 機器の洗浄時間等の水利用方法に関する基準を作成し、水使用量の抑制を実施すること。
(7) (1)から(6)まで以外の業務用設備	ア (1)から(6)まで以外の業務用設備については、業種特有の機器を中心に、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
	イ (1)から(6)まで以外の業務用設備については、業種特有の機器を中心に、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。

3 運用対策（業務部門）

対策分類		対策内容
対象事業者	対象となる設備	
(1) 飲食系の業種	ア ちゅう房・バックヤードの照明設備	(ア) 荷物等が照明の障害となり、照度低下が発生しないよう、定期的な確認とともに、整理整頓を徹底すること。
		(イ) バックヤードについては、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
	イ 客室等の照明設備	(ア) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の客室照明については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要箇所の消灯をこまめに実施すること。
		(イ) 客数の少ない時間帯には、可能な限り客席を集約し、点灯範囲を限定する等の点灯管理を実施すること。
	ウ ちゅう房・バックヤードの空調設備	(ア) 空調の吹出口の直近の荷物等による通風障害が発生しないよう、定期的な確認とともに、整理整頓を徹底すること。
		(イ) ちゅう房の換気量を見直し、過度の空調負荷にならないよう換気量の適正化を図ること。
	エ 客室等の空調設備	(ア) 温度計を使用して室内温度状態を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(イ) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の空調設備については、作業エリアに限定するなど基準を作成し、不要箇所の運転をこまめに停止すること。
		(ウ) 客数の多寡が生じる時間帯に応じた、空調のこまめな運転管理を実施すること。
	オ ちゅう房設備	(ア) 加熱用機器の使用では、適切な加熱時間を検討し、その目安となる時間を表示して無駄な加熱の抑制を図ること。
		(イ) 加熱用機器については、加熱時の熱損失を低減するため、加熱時はふたをするよう表示し、指導すること。
		(ウ) 水栓器具の近傍に節水を促す表示をし、使用者への意識啓発を図ること。
		(エ) 調理用機器、食器用洗浄機等については、効率的な使用方法を検討し、その方法を機器の近傍に表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
	カ 冷凍冷蔵設備	(ア) 冷凍冷蔵庫については、内容物に適した冷凍温度及び冷蔵温度を把握し、適正な温度設定を行うことで過冷却の防止を図ること。
		(イ) 冷凍及び冷蔵の適正温度については、庫外に表示するなど、使用者への意識啓発を図ること。
		(ウ) 冷凍冷蔵庫からの材料出しについては、材料の収納位置を庫外に表示し、冷凍冷蔵庫の開閉時間の短縮を図ること。
	キ アからカまで以外の業務用設備	(ア) アからカまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
		(イ) アからカまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
(2) 温水利用系の業種	ア 利用室等の照明設備	(ア) 利用室の点灯範囲が分割されている場合は、点灯範囲の現状を把握し、従業員等が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
		(イ) 採光を利用できる場所において、採光のある時間帯は積極的に採光を利用し、消灯を実施すること。
		(ウ) 利用室、倉庫等については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
	イ 利用室の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。
		(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。

		(エ) 温度計等を活用して室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。
		(カ) 中央熱源方式空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。
	ウ 給湯設備	(ア) 季節に応じた設定温度の見直しを実施すること。
		(イ) 配管での放熱損失が少なくなるよう設定温度と使用場所との温水温度差を管理すること。
		(ウ) 利用客数とガス消費量との関係を把握し、利用客数に対するガス消費量の割合の低減を図ること。
		(エ) 熱源設備が複数ある場合は、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。
	エ 給排水設備	(ア) 漏水による無駄を防止するため、終業・始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。
		(イ) 利用客数と水道使用量との関係を把握し、利用客数に対する水道使用量の割合の低減を図ること。
	オ アからエまで以外の業務用設備	(ア) アからエまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
		(イ) アからエまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
(3) 宿泊型系の業種	ア 共用部の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 中央熱源方式空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。
	イ ちゅう房設備	(ア) 加熱用機器の使用では、適切な加熱時間を検討し、その目安となる時間を表示して無駄な加熱を抑制すること。
		(イ) 加熱用機器については、加熱時の熱損失を低減するため、加熱時はふたをするよう表示し、指導すること。
		(ウ) 水栓器具の近傍に節水を促す表示をし、使用者への意識啓発を図ること。
		(エ) 調理用機器、食器用洗浄機等については、効率的な使用方法を検討し、その方法を機器の近傍に表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
	ウ 給湯設備	(ア) 季節に応じた設定温度の見直しを実施すること。
		(イ) 配管での放熱損失が少なくなるよう設定温度と使用場所との温水温度差を管理すること。
		(ウ) 利用客数とガス消費量との関係を把握し、利用客数に対するガス消費量の割合の低減を図ること。
		(エ) 熱源設備が複数ある場合は、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。
	エ 給排水設備	(ア) 漏水による無駄を防止するため、終業・始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。
		(イ) 利用客数と水道使用量との関係を把握し、利用客数に対する水道使用量の割合の低減を図ること。
	オ アからエまで以外の業務用設備	(ア) アからエまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
		(イ) アからエまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
(4) (1)から(3)まで以外のサービス系の業種	ア 客室等の照明設備	(ア) 点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
		(イ) 採光を利用できる場所において、採光のある時間帯は積極的に採光を利用し、消灯を実施すること。
	イ 客室等の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。
		(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。
		(エ) 温度計等を活用して室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。

(5) 食品小売系の業種	カ (1)から(3)まで以外のサービス系の業種で主に使用する設備等	(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。
		(カ) 中央熱源方式の空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。
		(ア) (1)から(3)まで以外のサービス系の業種で主に使用する設備並びに7及び1以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
		(イ) (1)から(3)まで以外のサービス系の業種で主に使用する設備並びに7及び1以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
	ア 売場等の照明設備	(ア) 点灯範囲が分割されている場合は、点灯範囲の現状を把握し、従業員等が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
		(イ) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の客室照明については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要箇所の消灯をこまめに実施すること。
		(ウ) バックヤードについては、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
		(エ) 展示品用スポット照明については、過剰な設置台数とならないよう照射位置の調整を実施すること。
	イ 売場等の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。
		(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。
		(エ) 温度計等を活用して室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。
		(カ) 中央熱源方式の空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。
	ク 冷凍冷蔵設備	(ア) 冷凍冷蔵庫については、内容物に適した冷凍温度及び冷蔵温度を把握し、適正な温度設定を行うことで過冷却の防止を図ること。
		(イ) 冷凍及び冷蔵の適正温度については、庫外に表示するなど、使用者への意識啓発を図ること。
		(ウ) 冷凍冷蔵庫からの材料出しについては、材料の収納位置を庫外に表示し、冷凍冷蔵庫の開閉時間の短縮を図ること。
		(エ) 冷凍冷蔵ショーケースにナイトカバーが附属している機種については、営業終了後のナイトカバーの設置を徹底して実施すること。
		(オ) 冷凍冷蔵ショーケースについては、冷氣噴出し口の周辺を整理し、陳列物が原因となる冷却効率低下の防止を徹底すること。
	エ アからリまで以外の業務用設備	(ア) アからリまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
		(イ) アからリまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
(6) (5)以外の小売系の業種	ア 売場等の照明設備	(ア) 点灯範囲が分割されている場合は、点灯範囲の現状を把握し、従業員等が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
		(イ) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の客室照明については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要箇所の消灯をこまめに実施すること。
		(ウ) バックヤードについては、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
		(エ) 展示品用スポット照明については、過剰な設置台数とならないよう調整を実施すること。
	イ 売場等の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。
		(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。
		(エ) 温度計等を活用して室内温度を把握し、過冷却等にならないよう、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。
		(カ) 中央熱源方式の空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。

	ウ (5)以外の小売系の業種で主に使用する設備等	(ア) (5)以外の小売系の業種で主に使用する設備並びにア及びイ以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。 (イ) (5)以外の小売系の業種で主に使用する設備並びにア及びイ以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
(7) テナントビルの所有者等	ア 共用部の照明設備	(ア) 利用時間に応じて、フロアごとの点灯及び消灯を実施すること。 (イ) 階段照明については、消灯の可否を検討し、可能な場合には消灯を実施すること。
	イ 共用部の空調設備	(ア) 温度計等を活用して共用部の温度を把握し、その温度に応じた風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。 (イ) 共用部の空調がフロアごとに停止可能な場合は、テナント等の営業時間に合わせるなどフロアごとの運転管理を実施すること。 (ウ) 中央熱源方式の空調設備の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。
	ウ ア及びイ以外の業務用設備	(ア) ア及びイ以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。 (イ) ア及びイ以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。

第3 設備保守対策

1 産業部門

対象となる設備		対策内容
(1) 照明設備		適正な照度を維持するため、ランプ及び反射板の清掃、定期的なランプの交換など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(2) 空調・換気設備	ア 中央熱源方式空調設備	熱源設備、空調機器、ポンプ、ファン、配管、ダクト、冷却塔等については、個別機器の効率及び空調設備全体の総合的な効率を良好な状態に維持するためフィルター、熱交換器、凝縮器、コイルフィンなどの清掃等定期的に保守及び点検を実施すること。
	イ 個別方式空調設備	圧力損失による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
	ウ 換気設備	圧力損失による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(3) 生産設備		(ア) 生産設備については、機器の効率を維持するため、運転状況を確認し、消耗品を交換等するなど定期的な保守及び点検を実施すること。 (イ) 配管での圧力損失を防ぐため、ポンプのストレーナー及び送風機のフィルターの清掃を定期的の実施すること。
(4) コンプレッサ設備		(ア) 配管系統からの漏れによる損失を低減するために、定期的にエア漏れ箇所の点検及び補修を実施すること。 (イ) コンプレッサの効率を維持するために、定期的な点検を実施すること。
(5) ボイラ設備		(ア) ボイラの燃焼効率を維持するため、定期的な保守及び点検を実施すること。 (イ) スチームトラップについては、動作不良等による蒸気の漏えい及び閉塞を防止するため、定期的に保守及び点検を実施すること。 (ウ) 配管系統からの漏れによる損失を低減するために、定期的に蒸気漏れ箇所の点検及び補修を実施すること。 (エ) ボイラへの給水は、伝熱管へのスケールの付着及びスラッジ等の沈殿を防止し、ボイラの効率を維持するため、日本産業規格B 8223（ボイラの給水及びボイラ水の水質）の規定により水質管理を実施すること。
(6) 給排水設備		漏水による無駄を防止するため、終業時及び始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。
(7) (1)から(6)まで以外の業務用設備		設備の効率を維持するため定期的に保守及び点検を実施すること。

2 業務部門

対象となる設備		対策内容
(1) 照明設備		適正な照度を維持するため、ランプ及び反射板の清掃、定期的なランプの交換など、定期的に保守及び点検を実施すること。

(2) 空調・換気設備	ア 中央熱源方式空調設備	熱源設備、空調機器、ポンプ、ファン、配管、ダクト、冷却塔等については、個別機器の効率及び空調設備全体の総合的な効率を良好な状態に維持するため、フィルター、熱交換器、凝縮器、コイルフィンなどの清掃等、定期的に保守及び点検を実施すること。
	イ 個別方式空調設備	圧力損失による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
	ウ 換気設備	圧力損失による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(3) 給湯設備	中央方式給湯設備	(ア) 給湯設備については、熱源の効率維持のため、ボイラ等の定期的な保守及び点検を実施すること。
		(イ) ボイラ等については、空気比を確認し、燃料の消費が少なく、最適な燃焼効率が得られるよう調整を実施すること。
(4) 設備	(1)から(3)まで以外の業務用設備	設備の効率を維持するため定期的に保守及び点検を実施すること。

第4 設備導入対策

1 産業部門

対策分類		対策内容
対象となる設備	対策項目	
(1) 照明設備	ア 屋内ランプの高効率化	既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプを導入すること。
	イ 屋内照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器（Hf型）へ更新すること。
		(イ) 照明器具の更新、新設等の機会をとらえ、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具（Hf型等）を導入すること。
	ウ 屋内照明の点灯回路の細分化	(ア) 照明スイッチと点灯範囲との対応を確認し、不要な範囲の照明が点灯する場合には、必要な範囲の点灯となるよう点灯回路の細分化を行うこと。
		(イ) 消し忘れしやすい場所には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、人感センサーなどを導入すること。
	エ 屋外ランプの高効率化	既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプの導入を実施すること。
(2) 空調設備（中央熱源方式）	イ 搬送動力の負荷に応じた制御の導入	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器（Hf型）へ更新すること。
		(イ) 照明器具の更新・新設等の機会をとらえて、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具（Hf型、メタルハライドなど）を導入すること。その際、既設照明による照度を勘案し、過剰な照明にならないよう配慮すること。
	ウ 冷温熱源機の高効率化	空調の冷温熱源機器については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な熱源機器の導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
		空調の冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本産業規格A9501（保温保冷工事施工標準）及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
(3) 空調設備（個別方式）	空調機の効率化	更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な機器の導入を実施すること。
(4) 生産設備	モータの高効率化	(ア) 更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間、駆動方式等を踏まえ、順次高効率モータの導入を実施すること。
		(イ) 負荷変動が大きい設備には、使用状況、更新時期等について検討し、インバータによる可変速制御などの導入をし、負荷変動に応じた設備の運転を実施すること。
(5) コンプレッサ設備	ア 機器の高効率化	更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間、駆動方式等を踏まえ、順次高効率なコンプレッサの導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
	イ 機器の効率的な使用	コンプレッサの吸気は、温度の低い方が効率が良いため、低温かつ清浄な空気の入入れが可能な場所がある場合には、その設置場所へ移設すること。更新の際にも、給気効率を考慮した場所に設置すること。

(6) ボイラ設備	ア 系統からの放熱防止対策	冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本産業規格A9501（保温保冷工事施工標準）及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
	イ 機器の高効率化	更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間や駆動方式等を踏まえ、順次高効率なボイラの導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
(7) (1)から(6)まで以外の設備	(1)から(6)まで以外の設備の高効率化	更新時及び新設時等には、順次高効率な機器を採用すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。

2 業務部門

対策分類		対策内容
対象となる設備	対策項目	
(1) 照明設備	ア 屋内ランプの高効率化	既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプを導入すること。
	イ 屋内照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器（Hf型）へ更新すること。
		(イ) 照明器具の更新、新設等の機会をとらえ、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具（Hf型等）を導入すること。
	ウ 屋内照明の点灯回路の細分化	(ア) 照明スイッチと点灯範囲との対応を確認し、不要な範囲の照明が点灯する場合には、必要な範囲の点灯となるよう点灯回路の細分化を行うこと。
		(イ) 消し忘れしやすい場所には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、人感センサーなどを導入すること。
	エ 屋外ランプの高効率化	既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプの導入を実施すること。
オ 屋外照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器（Hf型）へ更新すること。	
	(イ) 照明器具の更新・新設等の機会をとらえて既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具（Hf型、メタルハライドなど）を導入すること。その際、既設照明による照度を勘案し、過剰な照明にならないよう配慮すること。	
(2) 空調と設備（中央熱源方式）	ア 冷温水配管の保温	冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本産業規格A9501（保温保冷工事施工標準）及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
	イ 搬送動力の負荷に応じた制御の導入	(ア) 搬送動力（ポンプ及びファン）については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率モータを導入すること。
		(イ) インバータ制御によるエネルギー低減が大きいと見込まれる場合、ポンプ及びファンには、インバータの導入により使用する流量及び圧力に応じた可変速制御を導入すること。
ウ 冷温熱源機の高効率化	空調の冷温熱源機器については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な熱源機器の導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。	
(3) 空調設備（個別方式）	空調機の効率化	更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な機器を導入すること。
(4) 冷凍冷蔵設備	ア 冷凍冷蔵ショーケースの照明の効率化	トップフード照明を設置し、ショーケース内照明の低減を図ること。
	イ 冷凍冷蔵ショーケースの断熱化	ナイトカバーの附属状況を確認し、附属していない場合は、外付けのナイトカバーを設置すること。
	ウ 冷凍冷蔵ショーケースの冷凍冷蔵機能の高効率化	(ア) インバータによる可変速制御が可能な場合、冷凍機に可変速制御を導入し、負荷変動に応じた設備の運転を実施すること。
		(イ) 更新時及び新設時には、より高効率な機器の導入を実施すること。
(5) 給湯設備	ア 給湯器の高効率化	(ア) ガス式給湯器については、更新時、新設時等の機会をとらえて、潜熱回収型ガス給湯器など順次高効率な機器の導入を実施すること。
		(イ) 電気式給湯器は、更新時、新設時等の機会をとらえて、ヒートポンプ式給湯器など順次高効率な機器の導入を実施すること。
		(ウ) ボイラの更新時及び新設時には、順次高効率な機器を採用すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力の比較・検討をし、適正な容量を選定すること。

	イ 温水配管の保温の強化	冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本産業規格 A 9501（保温保冷工事施工標準）及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
(6) 事務用機器	事務用機器の高効率化	パソコン、プリンター、コピー機、ファクシミリの更新時及び新設時には、より省エネルギー性能の高い機器の導入を実施すること。
(7) (1)から(6)まで以外の設備	(1)から(6)まで以外の設備の高効率化	更新時及び新設時には、順次高効率な機器を採用すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。

第 5 組織体制の整備

対策分類		対策内容
実施主体	対策項目	
1 本社等	(1) 統括する立場にある者のリーダーシップの発揮	ア 地球温暖化の対策を推進するための方針を設定すること。
		イ 地球温暖化の対策を推進する組織又は責任者を設置し、役割分担及び責任の所在を明確化すること。
	(2) 推進体制の整備	ア 事業所等において統括する立場にある者が定めた方針の下に、具体的な取組目標及び取組内容を設定すること。
		イ 取組状況を定期的に点検する体制を構築すること。
		ウ アで設定した目標及び取組状況の点検体制については、一定期間、定期的に精査を行い、必要に応じて改善すること。
		エ 事業所等ごとの温室効果ガスの排出状況等を把握するため、必要に応じ、支店等を支援すること。
		オ 把握した温室効果ガスの排出状況等について、整理及び分析を行い、その結果を各事業所等へ情報提供するなど事業者全体で共有する体制を構築し、温室効果ガス排出量を削減していく指標として活用すること。
		カ 地球温暖化の対策を推進する組織横断的な委員会を設置するなど推進体制を整備すること。
	(3) 外部の専門家との連携	ア 専門的知識を有する人材が不足する場合には、県が実施している「省エネルギー相談」等を積極的に活用するなど、県が提供する専門的な知見及び具体的な提案を収集する体制を整備すること。
		イ アに定めるもののほか、専門機関、ビジネス事業者等の外部の専門家と連携する体制を整備すること。
	(4) 従業員の育成・啓発	ア 従業員に、地球温暖化の対策を推進する取組方法等の情報提供を実施すること。
		イ 地球温暖化の対策の提案制度など、従業員の自発的な工夫を生かす体制を構築すること。
		ウ 地球温暖化の対策を推進する担当者の知識及び技能を高めるため、外部研修への参加を奨励するとともに、研修で得た知識を他の従業員に広める取組を実施すること。
	(5) 優良事例の共有化	ア 地球温暖化の対策の取組における優良事例の情報収集を実施すること。
		イ 優良事例については、イントラネット、研修会、表彰その他コミュニケーションツールを活用して、全体で共有する体制を構築すること。
		ウ 従業員の現場経験を生かした実践的な地球温暖化の対策を構築するために、支店等における取組を発表する機会を設けることなどにより、取組事例を共有化すること。
2 支店等	(1) 責任者のリーダーシップの発揮	ア 本社等が定めた方針及び目標を踏まえ、支店等におけるより具体的な取組方針及び取組目標を設定すること。
		イ 地球温暖化の対策を推進する組織又は責任者を設置し、役割分担及び責任の所在を明確化すること。
	(2) 推進体制の整備	ア 責任者が定めた方針の下に支店等における具体的な取組目標及び取組内容を、推進担当者（部署）が設定すること。
		イ 取組状況を定期的に点検する体制を構築すること。
		ウ アで設定した目標及び取組状況の点検体制については、一定期間、定期的に精査を行い、必要に応じて改善すること。
		エ 支店等ごとに、温室効果ガスの排出状況を把握すること。
		オ 把握した温室効果ガスの排出状況等については、整理及び分析を行い、支店等内の従業員へ情報提供することなどにより事業所等内で共有する

		とともに、本社等への情報提供も積極的に行い、事業者全体で共有すること。
		カ 組織横断的に地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなど推進体制を整備すること。
	(3) 外部の専門家との連携	ア 専門的知識を有する人材が不足する場合には、県が実施している「省エネルギー相談」等を積極的に活用するなど、県が提供する専門的な知見及び具体的な提案を収集する体制を整備すること。
		イ アに定めるもののほか、専門機関、ビジネス事業者等の外部の専門家と連携する体制を整備すること。
	(4) 従業員の育成・啓発	ア 事業所等の従業員向けに地球温暖化の対策を推進する取組方法等の情報提供を実施すること。
		イ 地球温暖化の対策の提案制度など、従業員の自発的な工夫を生かす体制を構築すること。
		ウ 地球温暖化の対策を推進する担当者の知識及び技能を高めるため、外部研修への参加を奨励するとともに、研修で得た知識を他の従業員に広める取組を実施すること。
	(5) 優良事例の共有化	ア 地球温暖化の対策の取組における優良事例の情報収集を実施すること。
		イ 優良事例について、イントラネット、研修会、表彰その他コミュニケーションツールを活用して、全体で共有すること。
		ウ 従業員の現場経験を生かした実践的な地球温暖化の対策を構築するために、事業所等における取組を発表する機会を設けることなどにより、取組事例を共有化すること。
3 連鎖化事業者の本部	(1) 推進体制の整備	ア 事業所等（加盟店を含む。）ごとに、温室効果ガスの排出状況等を把握し、分析等を行った情報について、各事業所等との間で共有する体制を構築し、温室効果ガス排出量を削減していく指標として活用すること。
		イ 店舗に対する巡回指導等の機会を活用し、各事業所等間の情報の共有化、対策の推進状況の確認・指導等の体制を構築すること。
		ウ 店舗への地球温暖化の対策の指導レベルを上げるため、店舗に対して巡回指導等を行う者の地球温暖化の対策に関する知識及びスキルの向上を図る体制を構築すること。
	(2) 加盟者との協力体制の整備	ア 連絡票、電子メール等の加盟者との連絡手段を整備し、地球温暖化の対策の取組への協力を依頼する体制を構築すること。
		イ 事業所等における優良事例等については、事業所等間で情報を共有できる体制を構築すること。
		ウ 優れた取組を実施する店舗には、優良店舗としての認定を行うなど取組を評価する仕組みを構築すること。
		エ 地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなど事業所等との間で推進体制を整備すること。
4 テナントビルの所有者等	(1) テナントビル等への情報提供体制の整備	ア テナント等に対し、当該テナント等が使用する事業所等のエネルギー等の使用量の情報を提供できる体制を構築すること。
		イ テナント等が自ら使用したエネルギー等の使用量を推計するための基となる情報、例えば、事業所の全体で使用するエネルギー等の使用量などを提供する体制を構築すること。
		ウ 中央熱源方式の空調調和設備の場合、テナント等が当該設備を使用した割合に応じたエネルギー等の使用量を推計し、当該テナント等に情報を提供する体制を構築すること。
	(2) テナント等との協力体制の整備	ア 掲示板、連絡票などのコミュニケーションツールを活用し、地球温暖化対策の取組への協力を依頼する体制を構築すること。
		イ 地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなどテナント等との具体的な協力体制を構築すること。
		ウ テナント等が実施する取組が評価できるエネルギー使用の料金体系、その還元方式等を検討し、採用する体制を構築すること。
5 テナント等	所有者等との協力体制の整備	ア テナントビルの所有者等が実施する地球温暖化の対策に協力する体制を構築すること。
		イ テナントビルの所有者等が設置する地球温暖化の対策を推進する委員会などの設置・運営に協力する体制を構築すること。
		ウ テナントビルの所有者等へ地球温暖化の対策を推進する提案を実施する体制を構築すること。

別表第2（削減計画期間）

1 平成23年度から平成26年度までの期間
2 平成27年度から令和元年度までの期間
3 令和2年度から令和6年度までの期間

4 令和7年度から令和11年度までの期間
5 令和12年度以降の5か年度ごとの期間

別表第3（排出量の算定）

第1 基準排出量の算定方法

事業所の区分	算定方法
1 平成23年度から大規模事業所に該当した事業所のうち、平成18年度からの3か年度連続して原油換算で1,500キロリットル以上のエネルギーを使用している大規模事業所（平成18年度の途中から使用が開始された事業所を除く。）	(1) 算定時期 平成23年度 (2) 算定量 平成14年度から平成19年度までの間で大規模事業者が選択する連続する3か年度の目標設定ガス排出量の平均の量（当該3か年度のうちに大規模事業所の目標設定ガス排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあっては、当該年度を除く2か年度の目標設定ガス排出量の平均の量又は1か年度の目標設定ガス排出量）
2 平成23年度から大規模事業所に該当した事業所のうち1に該当しない事業所	(1) 算定時期 平成23年度 (2) 算定量 次に掲げる量のうち、大規模事業者が選択する量 ア 大規模事業所に該当した年度の4か年度前の年度から前年度までの間で大規模事業者が選択する連続する3か年度の目標設定ガス排出量の平均の量（当該3か年度のうちに大規模事業所の目標設定ガス排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあっては、当該年度を除く2か年度の目標設定ガス排出量の平均の量又は1か年度の目標設定ガス排出量）（当該期間における大規模事業所における地球温暖化対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する場合に限る。） イ 大規模事業所の用途別に当該用途における目標設定ガス排出量に相当程度影響を与

	える事業活動の規模を表すものとして知事が別に定める床面積その他の指標（以下「排出活動指標」という。）の当該大規模事業所における値（以下「排出活動指標値」という。）に、事業所の用途、規模等について当該大規模事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な排出活動指標の値 1 単位当たりの目標設定ガス排出量として知事が別に定める値（以下「排出標準原単位」という。）を乗じて算出した量
3 平成24年度以降に大規模事業所に該当した事業所	(1) 算定時期 大規模事業所に該当した年度 (2) 算定量 2 (2)に掲げる量
備考 1 基準排出量の算定に使用する目標設定ガス排出量については、第2の規定によらず、知事が別に定める方法により算定する量とする。 2 基準排出量は、この表に掲げる方法によることが困難であると認められる場合は、知事が認める方法により算定する量とする。 3 大規模事業者は、次に定める大規模事業所の状況の変更（以下「状況の変更」という。）があったときは、下記4に基づき、基準排出量を変更するものとする。 (1) 熱供給事業所以外の大規模事業所において、次に掲げる事由により目標設定ガス排出量が増加し、又は減少する量として知事が別に定める方法により算定される量の合計が大規模事業所の基準排出量の知事が別に定める割合以上となること。 ア 大規模事業所の床面積の増加又は減少 イ 大規模事業所の全部又は一部の用途が排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更 ウ 大規模事業所における事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増加又は減少 (2) 熱供給事業所において、当該熱供給事業所の熱を供給する先の事業所の床面積（以下「熱供給先面積」という。）が増加し、又は減少した面積が、当該大規模事業所の知事が別に定める基準となる期間における熱供給先面積の平均の知事が別に定める割合以上となること。	

- 4 大規模事業者は、状況の変更があったときは、状況の変更があった日の属する年度（以下「状況変更年度」という。ただし、状況の変更があった日の属する月が3月である場合にあっては、状況変更年度の翌年度。以下同じ。）から次の状況変更年度の前年度までの基準排出量を、状況の変更があった部分に係る次に掲げるいずれかの方法（(3)及び(4)の方法については、実測した期間において、状況の変更があった部分における地球温暖化対策の推進の程度が別に定める基準に適合する場合に限る。）により算定される量（状況変更年度にあっては、算定される量に、当該状況の変更があった日の属する月の翌月から当該状況変更年度の3月までの月数（当該状況の変更のあった日の属する月が2月である場合にあっては、1とする。）を12で除して得た値を乗じて得た量に縮小した量とする。）の合計を、目標設定ガス排出量が増加する状況の変更の場合にあっては当該状況の変更の前の基準排出量に加え、目標設定ガス排出量が減少する状況の変更の場合にあっては当該状況の変更の前の基準排出量から減じて得た量に変更するものとする。
- (1) 当該事業所の目標設定ガス排出量に相当程度影響を与える事業活動の規模を表すものとして知事が適切と認める指標の値1単位当たりの当該事業所における過去の目標設定ガス排出量に、当該状況の変更による当該指標の値の変更量を乗じて得た量
 - (2) 当該状況の変更のあった部分の用途に応じた排出標準原単位に、当該状況の変更による排出活動指標値の変更量を乗じて得た量
 - (3) 当該状況の変更のあった部分において実測した燃料等の使用の量に基づき算定した目標設定ガス排出量
 - (4) 当該状況の変更のあった部分の一部において実測した燃料等の使用の量に基づき知事が適切と認める方法により、その全部の目標設定ガス排出量を推計した量

第2 温室効果ガス排出量の算定方法

令和6年度まで	
1 全ての温室効果ガスの排出量	知事が別に定める係数を使用し、知事が別に定める方法により算定する。
令和7年度以降	
1 他人から供給された電気、熱及び都市ガスのうち、小売事業者から供給されたものの使用に伴う二酸化炭素の排出量	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第3項で定める「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法」に基づく温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令

	（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき公表された調整後排出係数（以下「実排出係数」という。）を使用し、知事が別に定める方法により算定する。同令に基づき公表された小売事業者ごとの係数において、供給を受けた小売事業者の実排出係数が定められていない場合は、同令に基づき公表された代替値として環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数を使用する。
2 他人から供給された電気、熱及び都市ガスのうち、1以外のものの使用に伴う二酸化炭素の排出量	排出係数を自ら作成して使用し、知事が別に定める方法により算定する。
3 1及び2以外の燃料等の使用に伴う二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出量	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、知事が別に定める方法により算定する。
備考 知事が認める機関が認証し、口座その他これに類似するもの（以下「口座等」という。）に記録された電気等の環境価値（再生可能エネルギーであって、知事が別に定めるものを変換して得られる電気又は熱が有する地球温暖化及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。以下同じ。）の保有量として知事が別に定める方法により算定する量（以下「電気等環境価値保有量」という。）及び森林の整備又は保全による二酸化炭素の吸収の増加量として知事が別に定める方法により算定する量は、令和7年度以降の特定の年度の温室効果ガス排出量から控除することができる。	

別表第4（目標削減率）

第1 別表第2の1に掲げる削減計画期間における目標削減率

事業所の種類		割合
第1区分事業所 主たる用途が次に掲げる用途又はこれらに類する用途で構成される事業所及び熱供給事業所をいう。以下同じ。 ア 事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む。）又は営業所 イ 官公庁の庁舎 ウ 百貨店、飲食店その他の店舗	次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 熱供給事業所以外で、知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された熱に係る原油換算エ	100分の8

エ 旅館、ホテルその他の宿泊施設	エネルギー使用量の、 当該期間における 全ての燃料等に係 る原油換算エネル ギー使用量に占め る割合が平均で2 割未満であるもの （以下「自己熱源 事業所」という。）	
オ 学校その他の教育施設		
カ 病院その他の医療施設		
キ 社会福祉施設		
ク 情報通信施設		
ケ 美術館、博物館又は図書館		
コ 展示場		
サ 集会場又は会議場		
シ 結婚式場又は宴会場		
ス 映画館、劇場又は観覧場		
セ 遊技場	上記以外のもの	100分の6
ソ 体育館、競技場、水泳プールその他 の運動施設		
タ 公衆浴場又は温泉保養施設		
チ 遊園地、動物園、植物園又は水族館		
ツ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場 又はモーターボート競走場		
テ 倉庫（冷凍倉庫又は冷蔵倉庫を含む。）		
ト トラクターミナル		
ナ 刑務所又は拘置所		
ニ 斎場		
ヌ 駐車場		
第2区分事業所（第1区分事業所以外の事業所をいう。以下 同じ。）		100分の6

第2 別表第2の2及び3に掲げる削減計画期間における目標削減率

事業所の種類		割合1	割合2	割合3
第1区分事業所	次に掲げる事業所	100分の22	100分の15	100分の8
	ア 熱供給事業所			
	イ 自己熱源事業所			
	上記以外のもの	100分の20	100分の13	100分の6
第2区分事業所		100分の20	100分の13	100分の6
備考				
1 平成23年度に大規模事業所に該当した事業所にあつては、別表第2の2 に掲げる削減計画期間においてはこの表の割合2の欄に掲げる割合とし、				

別表第2の3に掲げる削減計画期間においてはこの表の割合1の欄に掲げる割合とする。

- 2 平成24年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から起算して4か年度に満たない期間においてはこの表の割合3の欄に掲げる割合とし、大規模事業所に該当した年度から起算して5か年度以上9か年度未満の期間においてはこの表の割合2の欄に掲げる割合とし、10か年度以上の場合はこの表の割合1の欄に掲げる割合とする。

第3 別表第2の4に掲げる削減計画期間における目標削減率

事業所の種類		割合1	割合2	割合3	割合4
第1 区分事業所	次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所	100分の50	100分の38	100分の31	100分の24
	上記以外のもの	100分の48	100分の36	100分の29	100分の22
第2 区分事業所		100分の48	100分の36	100分の29	100分の22

備考

- 1 平成23年度に大規模事業所に該当した事業所にあつては、この表の割合1の欄に掲げる割合とする。
- 2 平成24年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から起算して4か年度に満たない期間においてはこの表の割合4の欄に掲げる割合とし、大規模事業所に該当した年度から起算して5か年度以上9か年度未満の期間においてはこの表の割合3の欄に掲げる割合とし、10か年度以上14か年度未満の期間においてはこの表の割合2の欄に掲げる割合とし、15か年度以上の期間においてはこの表の割合1の欄に掲げる割合とする。

備考

- 1 大規模事業所のうち、知事が別に定めるところにより次の要件に該当する者が設置する事業所（当該事業所を設置する者が複数である場合は、全ての者が該当する場合に限る。）として認めたものの目標削減率は、別表第2の2及び3に掲げる削減計画期間においては、この表の区分に応じ、割合1の欄に掲げる値の4分の3とし、別表第2の4に掲げる削減計画期間においては、この表の区分に応じ、割合1の欄に掲げる値から100分の4を減じた値とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者（以下「中小企業者」という。）のうち、次のアからオまでの要件に該当するものである場合を除く。

ア 当該中小企業者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第4項第1号に規定する持株会社をいう。）であって、かつ、その子会社（同条第5項に規定する子会社をいう。）が大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。）であるとき、その他当該中小企業者が大企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして知事が認めるもの（以下「特定中小企業」という。）である場合

イ 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している場合

ウ 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している場合

エ 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の2分の1以上を兼務している場合

オ アからエまでに掲げるもののほか、中小企業者及び次の(2)から(6)までに該当するもの以外のものが当該中小企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあると知事が認める場合

- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合、同項第8号に規定する商工組合又は同項第9号に規定する商工組合連合会

- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合、同条第1号の2に規定する事業協同小組合、同条第2号に規定する信用協同組合、同条第3号に規定する協同組合連合会又は同条第4号に規定する企業組合

- (4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

- (5) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合、同法第52条の4第1項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第53条第1項に規定する生活衛生同業組合連合会

- (6) 個人

- 2 大規模事業所のうち、知事が別に定めるところにより、主たる用途が病院そ

の他の医療施設で構成される事業所として認めたもの（備考 1 に該当する事業所を除く。）の目標削減率は、この表の区分に応じ、割合 1 の欄に掲げる値から100分の 2 を減じた値とする。

- 3 大規模事業所のうち、知事が別に定めるところにより、事業所全体のエネルギー使用量のうち電気に係るエネルギー使用量の占める割合が知事が別に定める基準を満たし、かつ当該事業所の設備の電化を進めることが困難である相当な理由があると認めたもの（備考 1 及び 2 に該当する事業所を除く。）の目標削減率は、この表の区分に応じ、割合 1 の欄、割合 2 の欄、割合 3 の欄及び割合 4 の欄に掲げる値から100分の 3 を減じた値とする。

- 4 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減計画期間の終了年度（平成24年度から平成26年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して 4 年度目の年度、平成28年度から令和 6 年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して 5 年度目の年度。ただし、基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあつては、その認めた日の属する年度、知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあつては、当該変更後の終了年度）までの期間（以下「優良大規模事業所認定期間」という。）において、次に定めるとおりとする。

- (1) 別表第 2 の 1、2 及び 3 に掲げる期間

この表の区分に応じ、割合の欄、割合 1 の欄、割合 2 の欄又は割合 3 の欄に掲げる値（備考 1、2 又は 3 に該当する事業所にあつては、備考 1、2 又は 3 の規定を適用した値）の 4 分の 3 とする。

- (2) 別表第 2 の 4 に掲げる削減計画期間

当該事業所を設置する事業者は、当該事業所の目標削減率の減少を受けることを知事に申請し、知事が当該申請を適当と認めたときは、当該事業所の目標削減率は、この表の区分に応じ、割合 1 の欄、割合 2 の欄、割合 3 の欄又は割合 4 の欄に掲げる値（備考 1、2 又は 3 に該当する事業所にあつては、備考 1、2 又は 3 の規定を適用した値）の 5 分の 4 とする。

- 5 地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、優良大規模事業所認定期間において、次に定めるとおりとする。

- (1) 別表第 2 の 1、2 及び 3 に掲げる期間

この表の区分に応じ、割合の欄、割合 1 の欄、割合 2 の欄又は割合 3 の欄に掲げる値（備考 1、2 又は 3 に該当する事業所にあつては、備考 1、2 又は 3 の規定を適用した値）の 2 分の 1 とする。

(2) 別表第 2 の 4 に掲げる削減計画期間

当該事業所を設置する事業者は、当該事業所の目標削減率の減少を受けることを知事に申請し、知事が当該申請を適当と認めたときは、当該事業所の目標削減率は、この表の区分に応じ、割合 1 の欄、割合 2 の欄、割合 3 の欄又は割合 4 の欄に掲げる値（備考 1、2 又は 3 に該当する事業所にあつては、備考 1、2 又は 3 の規定を適用した値）の 5 分の 3 とする。

別表第 5（目標の達成の方法）

目標の達成の方法は、削減期間（当該削減計画期間において、大規模事業所に該当した年度から終了年度（知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあつては、当該変更後の終了年度）までの期間。以下同じ。）ごとに、当該大規模事業所における削減期間の各年度の基準排出量（別表第 3 第 1 備考の規定により基準排出量に変更された年度については、その変更後の量。以下同じ。）を合算して得た量から当該大規模事業所における各年度の目標設定ガス排出量の削減期間における合計を減じて得た量（以下「排出削減量」という。）に、1 及び 2 の量を加え、3 及び 4 の量を減じて得た量（以下「算定排出削減量」という。）を、当該削減期間の終了年度の翌々年度の 9 月末日（削減期間の終了の年度が令和元年度の場合にあつては令和 4 年 1 月末日。ただし、知事が別に定めるところにより削減期間の終了年度が変更された場合又は削減期間の終了の年度の翌々年度の 4 月 3 日（削減期間の終了の年度が令和元年度の場合にあつては令和 3 年 8 月 4 日）以降において当該削減期間に係る基準排出量の決定、変更若しくは目標削減率の減少若しくはは条例第 12 条の規定による地球温暖化対策計画の提出の手続が完了していない場合（大規模事業者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）にあつては、知事が認めた日の翌日から起算して 180 日を経過した日。以下「目標達成期限」という。）までに、削減期間の年度ごとに基準排出量に目標削減率（別表第 4 備考の規定により目標削減率が減少した年度については、その減少後の値）を乗じて得た量を、当該削減期間において合計した量（以下「排出削減目標量」という。）以上とする方法とする。

- | |
|--|
| <p>1 大規模事業者が、当該大規模事業所において、知事が別に定める期間における次に掲げる量について、削減目標の達成に充てるものとして知事が別に定める削減量口座簿に記録（以下「充当」という。）したときは、その量</p> <p>(1) その他ガス（目標設定ガス以外の温室効果ガスをいう。以下同じ。）</p> |
|--|

排出量の削減量として、知事が別に定める方法により算定する量に知事が別に定める割合を乗じて得た量について、知事が認め、発行する量（以下「その他ガス削減量」という。）

- (2) 知事が別に定める他法令等の規定に基づき算定された排出量の削減量に相当する量について、知事が認め、発行する量（以下「他制度削減相当量」という。）

2 大規模事業者が、当該大規模事業所において、知事が別に定める期間における次に掲げる取得及び移転（以下「振替」という。）が可能な削減量（以下「振替可能削減量」という。）を取得し、当該振替可能削減量について充当を行ったときは、次に掲げる量のうち充当を行った量。ただし、(3)について、別表第4の第1区分に該当する大規模事業所にあつては排出削減目標量に3分の1を乗じて得た量、第2区分に該当する大規模事業所にあつては排出削減目標量に2分の1を乗じて得た量を上限とする。

- (1) 以下の期間ごとに算定した量について知事が認め、発行する量（以下「超過削減量」という。）

ア 別表第2の1、2及び3に掲げる期間

削減期間の開始年度から超過削減量を算定する年度の前年度までの各年度における基準排出量から目標設定ガス排出量を減じて得た量（基準排出量の2分の1を上限とする。）を合計した量のうち、当該各年度における基準排出量に目標削減率を乗じて得た量から充当を行ったその他ガス削減量を減じて得た量を合計した量を超過した量について知事が認め、発行する量

イ 別表第2の4に掲げる期間

知事が別に定める方法で算定される量（当該各年度の基準排出量に100分の65を乗じて得た量から、基準排出量に目標削減率を乗じて得た量を減じて得た量を合計した量を上限とする。ただし、別表第4備考4又は5に該当する大規模事業所のうち、同表第4備考4又は5による目標削減率の変更を適用しないものについては、該当する年度は基準排出量から、基準排出量に目標削減率を乗じて得た量を減じて得た量を上限とする。）について知事が認め、発行する量

- (2) 大規模事業所以外の県内の事業所における目標設定ガスの削減量として、知事が別に定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量（以下「県内削減量」という。）
- (3) 規模判定エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の県外の事業所の

うち、知事が別に定める事業所における目標設定ガス排出量の削減量として知事が別に定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量（以下「県外削減量」という。）

- (4) 電気等環境価値保有量に知事が別に定める係数を乗じ、知事が別に定める電気等環境価値保有量にあつては、別表第2の1及び2に掲げる削減計画期間においては100分の150、同表の3及び4に掲げる削減計画期間においては100分の100、それ以外の電気等環境価値保有量にあつては100分の100を乗じて目標設定ガス排出量の削減量に換算した量（再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱を発生させた者が当該電気又は熱を自ら使用する場合において、当該電気又は熱の使用量を目標設定ガス排出量から控除したときは、当該控除した量を除く。）について知事が認め、発行する量（以下「環境価値換算量」という。）
- (5) 当該削減期間よりも前の削減期間における超過削減量
- (6) 森林の整備又は保全による二酸化炭素の吸収の増加量として知事が別に定める方法により算定する量のうち、別表第3第2備考により控除した量を除いた量に県内の森林に係るものであつて別表第2の1、2及び3に掲げる削減計画期間においては100分の150を、それ以外においては100分の100を乗じて算定される量について、知事が認め、発行する量
- (7) その他削減量

この指針以外で認められた温室効果ガス排出量の削減量のうち、次に定めるものに限り、その他削減量の利用状況等を勘案して知事が別に定める量を除く。

ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）附則第8条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）に知事が別に定める係数を乗じ、知事が別に定める電気等環境価値保有量にあつては、別表第2の1及び2に掲げる削減計画期間においては100分の150、同表の3及び4に掲げる削減計画期間においては100分の100、それ以外の電気等環境価値保有量にあつては100分の100を乗じて目標設定ガス排出量の削減量に換算した量

イ 知事が認める機関が認証し、口座等に記録された電気等環境価値保有量（規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用による

ものに限る。)に知事が別に定める係数を乗じ、知事が別に定める電気等環境価値保有量のうち、別表第3第2備考により控除した量を除いた量にあつては、別表第2の1及び2に掲げる削減計画期間においては100分の150、同表の3及び4に掲げる削減計画期間においては100分の100、それ以外の電気等環境価値保有量にあつては100分の100を乗じて目標設定ガス排出量の削減量に換算した量 ウ 振替可能削減量の利用について連携する東京都その他の地方公共団体として知事が別に定めるもの（以下「連携自治体」という。）における口座等に記録された次に掲げる振替可能削減量に相当する温室効果ガス排出量の削減量として知事が別に定めるもの (ア) 知事が別に定める事業所であつて、目標達成を知事が確認した大規模事業所における超過削減量 (イ) 県内削減量	
3 大規模事業者が、自らの大規模事業所における超過削減量について、他に移転したとき、又は後の削減期間における目標達成に充てることに利用したときは、当該移転又は利用の量	
4 大規模事業者が、自らの大規模事業所における削減量について、他制度削減相当量として他に移転したときは、当該移転の量	

備考

- 1 その他ガス削減量、超過削減量、県内削減量、県外削減量及び環境価値換算量は、当該量の算定の方法、算定に用いる情報、算定された量の値その他の知事が別に定める事項が知事が別に定める基準に適合することについて、知事が別に定めるところにより知事が認めた者が行う検証（以下「検証」という。）を受けるものとする。
- 2 大規模事業者は、目標の達成を評価する際には、知事が別に定めるところにより大規模事業所ごとに基準排出量及び目標設定ガス排出量について検証を受けるものとする。
- 3 大規模事業者は、大規模事業所が別表第4備考で定める地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所として知事が別に定める基準に適合している旨を知事に申請しようとするときは、知事が別に定めるところにより基準に適合していることについて検証を受けるものとする。
- 4 大規模事業者は、当該削減期間の目標達成期限において、算定排出削減量を排出削減目標量以上にすることができなかった場合には、当該削減期間の排出削減目標量から当該削減期間の算定排出削減量を減じて得た量を次の削減期間

の排出削減目標量に加えた量を次の削減期間の排出削減目標量とみなすものとする。

- 5 充当を行った振替可能削減量を削減目標の達成に利用すること以外の次に定める用途に利用したときは、当該充当は、その効力を失うものとする。
 - (1) 環境価値換算量又はその他削減量のうちこの表の2(7)アに該当するものに係る電気等の環境価値を、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第6条の規定による基準利用量の減少及びこれに類するものとして知事が指定する用途のために経済産業大臣に申請、届出その他の行為を行うこと（同法第2条第1項に規定する電気事業者の発電所（変電所を含む。）の削減義務の履行に充てた場合を除く。）。
 - (2) 環境価値換算量に係る電気等の環境価値を他の者に移転するためにこの表の2(7)イの知事が認める機関に申請、届出その他の行為を行うこと。
 - (3) 振替可能削減量に係る温室効果ガス排出量の削減量又は電気等の環境価値を、連携自治体における温室効果ガス排出量の削減目標の達成その他の知事が別に定める義務の履行又は措置の実施に充てるために当該連携自治体の長に申請、届出その他の行為を行うこと。